

市町村地域防災計画への特別警報の記載について

警報に関する記述については、「警報」が何を指すのか判断のうえ、必要に応じて特別警報を加筆する。

- ・「予報及び警報」：特別警報を含む（あえて“特別警報”の記載を並記する必要ない）
- ・「注意報及び警報（警報・注意報）」：特別警報は含まない（→“特別警報”を含めた説明が必要な場合は、追記する）
- ・「気象警報」：特別警報は含まない（→“特別警報”を含めた説明が必要な場合は、追記する）

特別警報の種類と概要を加筆する

・特別警報・警報・注意報

大雨や強風などの気象現象によって、災害が起こるおそれのあるときには「注意報」が、重大な災害が起こるおそれのあるときには「警報」が、**重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合には「特別警報」が、県内の市町村ごと（*）**に発表される。また、大雨や洪水などの警報が発表された場合のテレビやラジオによる放送などでは、重要な内容を簡潔かつ効果的に伝えられるよう、これまでどおり市町村をまとえた地域の名称を用いる場合がある

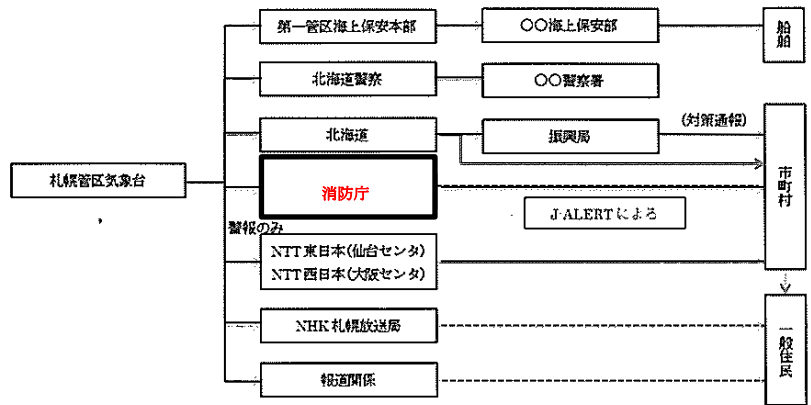
特別警報・警報・注意報

種 類	概 要
特別警報	大雨、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮によって重大な災害の起こるおそれが著しく大きい場合、その旨を警告して行う予報
警報	大雨、洪水、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮によって重大な災害の起こるおそれがある場合、その旨を警告して行う予報
注意報	大雨、洪水、大雪、強風、風雪、波浪、高潮等によって重大な災害の起こるおそれがある場合、その旨を注意して行う予報

特別警報・警報・注意報の種類と概要

特別警報・警報・注意報の種類		概要
特別警報	大雨特別警報	大雨による重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。
	大雪特別警報	大雪により重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。
	暴風特別警報	暴風により重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。
	暴雨風雪特別警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。
	波浪特別警報	高い波により重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される
	高潮特別警報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。

伝達経路について消防庁を加える。伝達経路については、警報発表時の特別警報発表時の伝達義務の違いについて明記する。



- ※ 二重線の経路は、特別警報が発表された際に、通知も若しくは周知の処置が義務付けられている伝達経路。
- ※ 法定伝達機関に消防庁を追加（特別警報、警報）

震度6弱以上の揺れを予想した緊急地震速報、大津波警報、噴火警報（居住地域（噴火警戒レベル4以上））の特別警報の位置づけについて明記する

緊急地震速報

なお、震度6弱以上の揺れを予想した緊急地震速報（警報）は、地震動特別警報に位置づけられる。

大津波警報・津波警報・津波注意報発表等

なお、大津波警報については、津波特別警報に位置づけられる。

噴火警報

噴火警報（居住地域）（噴火警戒レベル4以上を含む）は、警戒が必要な居住地域を含む市町村に対する特別警報に位置づけられる。

水防活動の利用に適合する（水防活動用）注意報及び警報について、必要に応じ特別警報を加筆する。

水防活動の利用に適合する（水防活動用）注意報及び警報は指定河川洪水注意報及び警報を除き、一般利用に適合する注意報、警報及び特別警報をもって代える

水防活動の利用に適合する注意報・警報	一般の利用に適合する注意報・警報	発表基準
水防活動用 気象警報	大雨警報又は大雨 特別警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがある（又は著しく大きい）と予想したとき
水防活動用 津波警報	津波警報又は津波 特別警報（大津波 警報）	津波により海岸部において重大な災害が発生するおそれがある（又は著しく大きい）と予想したとき
水防活動用 高潮警報	高潮警報又は高潮 特別警報	台風や定期ある等による異常な海面の上昇により重大な災害が発生するおそれがある（又は著しく大きい）と予想したとき